

船舶事故等調査報告書

平成26年1月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013長第92号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年7月12日（金） 04時40分ごろ
発生場所	熊本県水俣市恋路島南西方沖 恋路島灯台から真方位202° 2,300m付近 （概位 北緯32° 10.7′ 東経130° 21.1′）
事故等調査の経過	平成25年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート なぎさ、1.6トン KM3-46868（漁船登録番号）、個人所有 第293-19061号（船舶検査済票の番号） B モーターボート 第二前嶋丸、5トン未満（長さ4.94m） 293-39160熊本、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B トランサムが破損、主船外機のコントロールレバーが折損、予備船外機の駆動軸部が折損
事故等の経過	A船は、船長Aが乗り組み、同乗者1人を乗せ、船長Aが、操舵室の左舷側に立って操船に当たり、恋路島南西方沖を釣り場に向けて約12ノット（kn）の対地速力で南西進中、前方に漂泊又は移動中の多数の釣り船の灯火を視認して約10knに減速し、同じ針路で航行していたところ、平成25年7月12日04時40分ごろA船の船首部とB船の船尾中央付近とが衝突した。 B船は、船長Bが乗り組み、同乗者1人を乗せ、恋路島南西方沖で船首を南西方に向けて漂泊し、船長Bが船尾右舷側に、同乗者が船首左舷側にそれぞれ座って釣りの準備中、船長Bが、衝突の約1分前、正船尾方約300mの所に接近するA船の灯火及び船影を視認したが、A船がB船を避けて行くものと思って釣りの準備を行っていたところ、A船が約50mの所まで接近したので、船外機を始動して移動しようとしたが、始動に手間取り、危険を感じて船長B及び同乗者が海に飛び込んだ直後、B船とA船とが衝突した。 船長Aは、A船を停止させてB船の乗船者を救助し、本事故の発生を海上保安部に通報した後、B船をえい航して係留地の水俣市水俣港

	月浦船だまりへ帰った。
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：波高 約0.5m、潮汐 低潮時</p> <p>日出時刻：05時21分ごろ</p>
その他の事項	<p>恋路島南西方沖は、釣り船が集まる海域であり、本事故当時は二十数隻が出ていた。</p> <p>船長Aは、前方に多数の釣り船の灯火を視認し、これらの間を縫うように航行するつもりであったが、遠方には陸岸の街灯りもあり、灯火が重なって見分けにくいと思っていた。</p> <p>A船は、レーダーがなかった。</p> <p>B船は、船尾付近に立てたマストに両色灯及び白色全周灯に加え、船尾方に向けて蛍光ランプを設置し、本事故当時、これらを点灯していた。</p> <p>本事故当時には、救命胴衣は、B船では、船長B及び同乗者共に着用しており、A船では、同乗者は着用し、船長Aは手が届く所に置いていた。また、携帯電話は、A船及びB船の乗船者全員が携行しており、船長Bの携帯電話は防水仕様であった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、恋路島南西方沖を南西進中、船長Aが、釣り船の灯火が見分けにくい状況であり、B船に気付かなかったことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、恋路島南西方沖で漂流中、船長Bが、正船尾方約300mに接近するA船を視認した後、A船が避けるものと思い、釣りの準備を行っていたことから、A船が約50mに接近し、船外機を始動しようとしたものの、始動できず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、恋路島南西方沖において、A船が南西進中、B船が漂流中、船長Aが、釣り船の灯火が見分けにくい状況であり、B船に気付かず、また、船長Bが、A船が避けるものと思い、釣りの準備を行っていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、多数の釣り船が集まり、灯火の見分けが困難な状況においては、他船の灯火を見落とさないよう、見張りを適切に行い、不測の事態に対応できるように低速力で航行すること。 ・漂流中、他船の接近を認めた場合、注意喚起を行うとともに、速やかに移動できるように機関を始動させること。

- | | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の乗船者は、落水に備えて救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。 |
|--|---|